

# 1. 景観計画策定の考え方

## (1) 景観計画とは

「景観計画」とは、次のような趣旨により法制度化されたもので、地域の特性にあった景観づくりを可能にする、様々な特徴を持っています。

### ○景観法に定められる計画です。

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱」と「観光立国行動計画」がまとめられたことを受けて、平成16年6月に定められた法律です。これまでも、全国各地で主体的な景観づくりに関わる取り組みが進められてきましたが、「景観法」の制定によって、その行動が担保されました。

「景観計画」は、この「景観法」を根拠とする、景観づくりを進める上での大柱となる基本的・総合的な計画です。

### ○「景観計画」は「景観行政団体」が作成します。

この「景観計画」は、「景観行政団体」という景観行政の担い手が作成することになっており、平成17年12月に景観行政団体となった本市が作成主体となります。

### ○「景観計画」を定めることで、美しい景観づくりが可能となります。

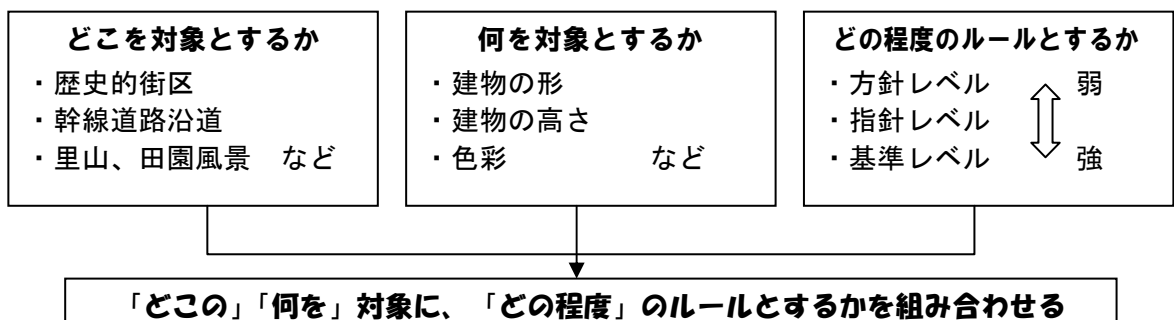
現在の本市においては、景観を良いものにしたい、残したいという思いはあっても、市民共通の目標や具体的な基準がなく、また法律の後ろ盾もないため、土地の利用のしかたや建物の建て方への配慮を「お願いする」ことしかできません。

この「景観計画」は、美しい景観づくりを進める区域を定め、その区域における景観づくりのビジョン・方針と、これを実現するための土地の利用のしかたや、建物の建て方に対するルールを、必要に応じて定めることができることとなっています。

### ○「景観計画」は、地域の特徴に応じて、必要なルールを定めることが可能です。

「景観計画」に定めるルールは、歴史的な町なみの残る地域や一般的な住宅地などの地域特性に応じて、必要となる内容や強さを自由に組み合わせることができます。また、景観に与える影響の大きい、大規模な建物や開発のみを対象にルールを定めることも可能となっています。

自由度が高いだけに、「どの景観を守るのか」「どこを改善するのか」といった方針を明確化し、これを実現するために「どんなルールが必要か」を定めることが重要となります。



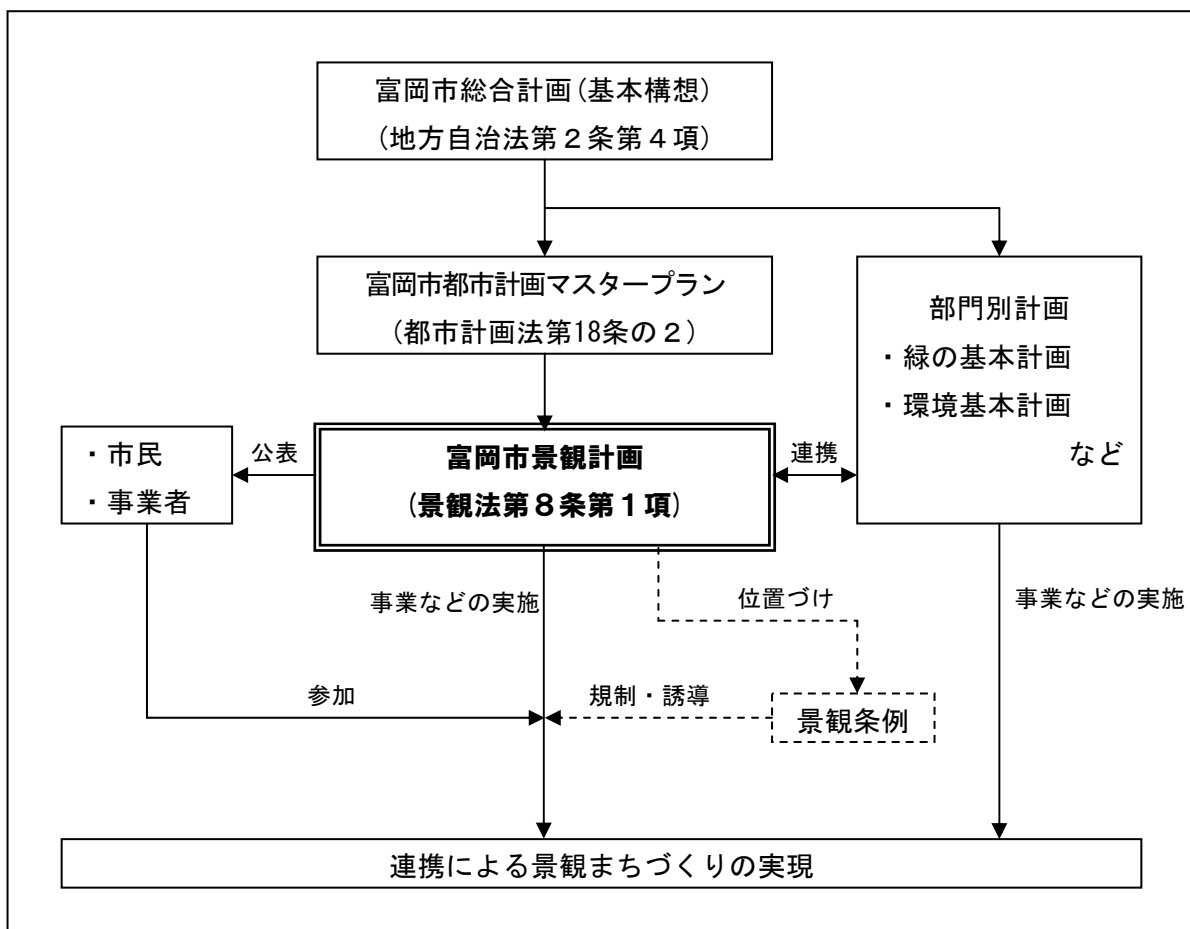
## (2) 富岡市景観計画の位置づけ

富岡市景観計画(以下、「景観計画」という。)は、本市のまちづくりの計画である、「富岡市総合計画」及び「富岡市都市計画マスタープラン」との整合を図りながら、景観の特性や課題を明らかにし、本市の良好な景観の実現に向けた考え方や、その方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする「景観部門のマスタープラン」として、市民の意見を反映させながら創意工夫のもとで策定するものです。

景観計画は、本市の良好な景観づくりを進めるための景観的な配慮について、市の他の行政分野が進める施策・事業や、市民・事業者が行う土地利用や建築行為などに求めるものとなっています。しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の治水安全性など、それぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これら機能を備えた上で、建築物や構造物などの個や群が創り出す空間の質の向上を求めるものであることから、景観づくりにあたっては、他の部門別計画などとの整合や調整のもとで取り組みを進めるものとします。

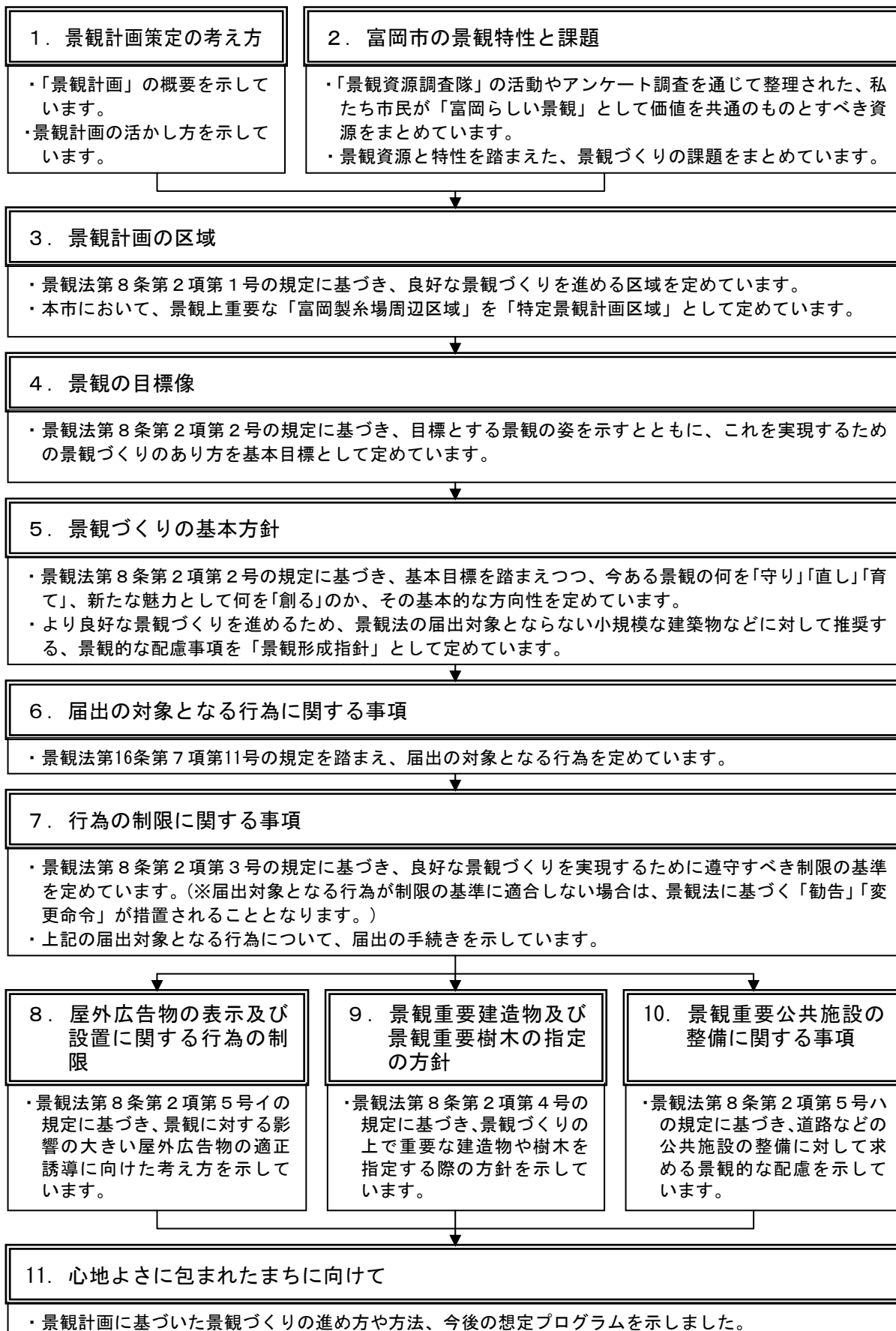
また、科学技術の進歩はめざましく、社会経済の変化とともに市民意識や価値観も多様化していることから、これらの動向を踏まえながら必要に応じて、景観計画を見直すこととします。

### ◇景観計画の位置づけ



### (3) 景観計画の構成

景観計画は、地域の特性にあった景観づくりを可能にする法制度の特徴を活かすため、次に示す項目によって構成しています。



#### (4) 景観計画の使い方

景観計画は、良好な景観づくりを進めるための「道しるべ」として、景観づくりの考え方や方向性を示すとともに、これを実現するための、土地利用や建築の際に配慮すべき具体的な事項まで、次の段階的な構成をとっています。

